

法廷の慣習「メモが破る」

レペタさん 素朴な疑問で一石

「原則として、法廷メモは自由——長く続いてきた裁判の慣行に、一つの「終止符」が打たれた。八日前、最高裁大法廷。傍聴人のメモを制限すること、憲法の「知る権利」に違反するかどうか、が争われた。「法廷メモ制限訴訟」で、最高裁はこれまでの「原則禁止」の建前を覆す判決を言い渡した。一般には当然認められるメモが、裁判の場に限って禁じられる不自然さ。最高裁を動かしたきっかけは、原告の米人弁護士、ローレンス・レペタさん。三つの素朴な疑問だった。

「これから、報道関係以外の普通の市民も、自由に法廷でメモをとれるようになったわけですよ。この判決で、五年間やり続けて来たことが正しかったことを確認しました。非常に喜んでいます」。判決文を握りしめ、レペタさんは力強く語った。

昭和五十七年十一月、東京地裁。公判の傍聴中にメモを取ろうとしたレペタさんは、裁判所職員に「メモ帳をしまいなさい」と言われ、思わず顔を見返した。意味が分からなかった。弁護士として、審理の邪魔になる行為を慎まねばならないことはわきまえている。だが、他人の迷惑にならないメモを、なぜ禁止されねばならないのか。「許可を受けて下さい」。そう言われて、裁判長に許可申請を重ねること七度。すべて不許可だった。公判が始まる前に、傍聴席から、裁判長に直訴もしてみた。発言を制止されただけだった。

経済法を研究するために来日した。その論文をまとめるために、メモはどうしても必要だった。弁護士団体などを通じて働きかけようとしたが、結果は不調に終わり、六十三年三月、提訴。レペタさんの提訴は、一審、二審と時間がたつにつれ、関心を呼んだ。日弁連は六十一年にシンポジウムを開き、翌年にはレペタさんの主張を支持する意見書を出した。昨年には、作家の佐木隆三氏も東京地裁にメモ制限訴訟を起した。

ローレンス・レペタさんを擁護する作家の佐木隆三さん(左) 11月8日午前10時55分、東京都千代田区律町の最高裁で



レペタさんは米国・ワシントン州生まれ。十九歳の時に海兵隊員として岩国基地に派遣されたのが、日本との出会いだった。除隊後、米国の大学に戻り、独学で日本語を習得した。弁護士資格をとり、再び日本へ。そこから、最高裁大法廷にまでつながる裁判が始まった。

「もっと市民が、知る権利を大事にする国になってほしい。日本は大国だが、この分野でも、外国の模範となるようになってほしい」。裁判を支えた熱意の裏には、日本への愛着がある。

市民の「知る権利」拡大

解説

最高裁大法廷は八日、米人弁護士が起した「法廷メモ制限訴訟」で、従来の規制を大幅に緩和する姿勢を示した。結論では原告の請求を退けたが、傍聴人の「メモの自由」を尊重し、実質的には、今後の実務に対し、これまでの「一律禁止」措置を改める指針を与えたものだ。認められるのは時代の流れであり、ある意味では当然だったといえ、今回の判決は、「開かれた裁判」に向かう、貴重な一歩、といえる。

今回の裁判で、最も注目された争点は、法廷メモを取ることが、憲法で保障された「知る権利」に含まれるかどうか、含まれるとすれば、どのような場合にその制約が許されるか、という問題だった。

この日の多数意見は、「メモの自由」は、憲法二条の内容そのものとはいえないが、その趣旨に照らして、「尊重される」と述べ、メモそのものは「補助的」だがしなからも、法的に保護すべき利益があることを認め、原告の主張に一定の理解を示した。

さらに、「特段の事情がない限り、原則として自由」との基準を立てることで、「法廷警察権」による制約にも絞りをかけ、事実上、これまでの「一律禁止」の措置を覆す指針を示した。この訴訟で、裁判のあり方を問い直した原告は、形の上では敗訴したが、実は取った形である。

（外岡 秀俊記者）

「知る権利」といっては、すでにいくつもの判例が積み重ねられているが、多くは報道機関の「取材・報道の自由」に関する内容で、市民が直接、自らの「知る権利」を争った例は少ない。しかもそれが、「裁判の公開」という、もう一つの憲法原則にかかわっていることが、この訴訟にすべれて今日の意義をもたらしした。

判決がいうように、法廷は、審理に全神経を集中できるような、厳粛な場であらねばならぬ。しかし同時に、その権威は、市民に向かって開かれ、信頼されることで初めて成り立つことも否定できない。

多数意見が、傍聴人のメモに「開かれた裁判」の趣旨を欠いていたことを率直に認め、憲法で保障された「知る権利」の意義を宣言するものがあり、評価されよう。